

(受理番号)	3 - 1 5	(受理年月日) 令和3年12月20日
	陳 情	
件 名	2014年度以降の意見交換会費支出分の返還と政務活動費マニュアル見直し議論の公開を求めることについて	
要 旨	<p>1 2014年度以降の意見交換会費支出分も返還することについて 香川県議会の23名の議員は、本年4月の高松地裁判決を受け入れ、違法と判断された意見交換会費支出分を返還するとのことだが、そのほとんどの議員が住民訴訟提訴後も2019年度まで同様の支出を続け、その総額は6年間で約7,300万円以上にも上る。地裁判決分と公選法違反の刑事告発分だけではなく、少なくとも、地裁判決で違法と判断された支出と同趣旨の2014年度以降の支出分も返還すべきである。 そして、その返金分を新型コロナ対策など、今、香川県が直面している課題解決のために充てることを求める。</p> <p>2 政務活動費マニュアル見直しの議論は公開の場で外部の専門家も加えることについて 今後、政務活動費マニュアルの厳格化に向けて議論を開始するとのことだが、政務活動費マニュアルについて議論したかつての議会改革検討委員会は、県民や報道機関に公開されないばかりか、議員にも箝口令をしいて、議論の内容公表を禁じたこともあった。政務活動費は県民の貴重な税金から賄われているということを忘れた、こうした県民感覚からかけ離れた姿勢が、今回の住民訴訟敗訴、公選法違反の刑事告発につながったと言わざるを得ない。 今回、明らかになったのは、多くの議員および議会事務局も、公職選挙法という基本的な法律すら十分に理解できていなかった事実である。したがって、政務活動費マニュアル見直しの議論は、県民に開かれた場で行うとともに、各会派の代表者だけでなく、外部の法律家や政務活動費に詳しい学者なども加えて、曖昧な解釈の入る余地のない、全国に誇れるマニュアルを策定することを強く求める。</p>	